

事務連絡
令和3年7月29日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課 御中
附属学校を置く各国公立大学法人担当課

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

「通学路における合同点検の実施について（依頼）」に関する報告様式等について

標記については、「通学路における合同点検の実施について（依頼）」（令和3年7月9日付け3教参学第8号文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長通知）において依頼したところですが、本依頼に基づく実施状況の報告については、時期及び内容について別途連絡することとしていました。

この度、別紙のとおり報告要領を作成しましたので、各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課におかれては域内の市町村教育委員会に対し、この内容について周知し、回答を取りまとめの上、報告要領に沿って御報告いただきますようお願いいたします。

なお、市町村立小学校以外の公立学校、私立学校及び国公立大学附属学校については、ご報告いただく必要はありませんが、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の私立学校に対し、附属学校を置く各国公立大学法人担当課におかれては管下の附属学校に対し、この内容について周知くださるようお願いいたします。

（本件担当）

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係
電話 03-5253-4111（内線 2695）
E-mail : anzen@mext. go. jp

通学路における合同点検等報告要領

1. 報告内容と報告様式

「通学路における合同点検の実施について（依頼）」（令和3年7月9日付け3教参学第8号。以下、「点検通知」という。）に沿って、以下の内容について様式を用いて報告する。

(1) 危険箇所数

- ・市町村（特別区を含む。以下同じ。）立学校は、【様式1】により、リストアップした危険箇所等をまとめ、市町村教育委員会に報告する。
- ・【様式1】のほか、校区の地図上に危険箇所を表示した地図を添付する。

(2) 合同点検箇所数及び対策必要箇所数

- ・市町村教育委員会及び指定都市教育委員会は、域内の学校から【様式1】による報告を受け、【様式2】を活用し、危険箇所等を取りまとめる。
- ・市町村教育委員会及び指定都市教育委員会は、平成25年12月6日「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」（文部科学省、国土交通省、警察庁）に基づき、各市町村で構築している推進体制を活用し、学校、PTA、道路管理者及び地元警察署による合同点検の実施を調整する。合同点検の後、学校、道路管理者及び地元警察署で協議の上、対策必要箇所として抽出した結果を【様式2】に追記する。

※その際、これまでも危険箇所の合同点検を実施していることを踏まえ、直近の合同点検の調査結果等から、次の観点を踏まえた再確認ができる場合には、既に合同点検を実施したものとして計上してかまわない。

【要請の観点】

- 観点① 見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所
- 観点② 過去に事故に至らなくても、ヒヤリハット事例があった箇所
- 観点③ 保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所

- ・市町村教育委員会は、合同点検の実施及び対策必要箇所に関する状況を記載した【様式2】を、都道府県教育委員会に報告する。

注) 上記1.(1)及び1.(2)については、第一次報告の対象となる。その後の更新箇所があった場合、第二次報告及び最終報告の報告時期に更新を反映し、それぞれの期日までに文部科学省へ報告する。

(3) 対策実施状況（対策実施担当、対策実施時期、対策内容）

- ・都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会は、域内の市町村教育委員会又は学校から【様式2】による報告を受け、【様式3】を活用し、域内の状況を取りまと

め、文部科学省に報告する。

※上記1. (1)～1. (3)については、第二次報告の対象となる。その後の更新箇所があれば、最終報告の報告時期に更新を反映し、期日までに文部科学省へ報告する。

2. 文部科学省への報告時期

(1) 第一次報告（合同点検の実施及び対策必要箇所の抽出の状況に関する報告）

令和3年10月11日（月）中

(2) 第二次報告（合同点検を受けた対策必要箇所における対策状況に関する報告）

令和3年11月10日（水）中

(3) 最終報告

令和4年1月14日（金）中

※地域の実情等により、上記時点での合同点検等の報告が困難である地域があった場合であっても、上記2. (1) 及び (2) の時点で取りまとめられている情報を都道府県・指定都市教育委員会から文部科学省に報告する。

3. 報告様式提出の流れ

(1) 小学校（指定都市以外の市町村立）

学校 通学路の危険箇所を抽出

↓○様式1 ※「市町村教育委員会へ」

市町村教育委員会 ○様式2により、学校からの報告をまとめる。

↓○様式2 ※「都道府県教育委員会へ」

都道府県教育委員会 市町村教育委員会からの報告をとりまとめる。

↓○様式3 ※「文部科学省へ」

文部科学省

(2) 小学校（指定都市立）

学校 通学路の危険箇所を抽出

↓○様式1 ※「指定都市教育委員会へ」

指定都市教育委員会 ○様式2により、学校からの報告をまとめる。

↓○様式3 ※「文部科学省へ」

文部科学省

4. 提出方法

電子メールにて、「E-mail : anzen@mext.go.jp」あてに、報告様式の電子データで送付する。

電子メールの件名は、「(都道府県) 通学路合同点検回答 (第○次報告)」や「(都道府県) 通学路合同点検回答 (最終報告)」とする。

5. 留意事項

- (1) 別途、各道路管理者や各地元警察署から、国土交通省、警察庁に対策の実施報告がなされることとなっていることから、別添参考資料1「危険・対策必要箇所数の数え方について」、別添参考資料2「対策必要箇所内の各機関による対策・対策内容の考え方について」を参照しながら、対策必要箇所数や対策実施担当に関する認識の齟齬が生じないように、市町村単位で関係機関と相互に確認を行い、整合性の確保に留意すること。
- (2) 学校・教育委員会が実施する対策としては、通学路の変更、ボランティア等による見守り活動、児童生徒等に対する安全教育等、可能なものから速やかに実施すること。

(本件問合せ先・報告様式提出先)
文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係
電話 03-5253-4111 (内線 2695)
E-mail : anzen@mext. go. jp

様式1 学校用

市町村名 _____
 学校名 _____
 担当者名・電話番号 _____

通学路における合同点検状況（記載例）

注意点

- 市町村教育委員会に提出する書類は、本表のほか、危険箇所の位置と番号を、校区の地図上に印をつけた地図を添付すること。
- 要請の観点（観点①～③）に該当しないものを「要請の観点以外」とする。
 なお、要請の観点と要請の観点以外（これまでの観点）が競合した場合は、「要請の観点」に○をする。

危険箇所数		箇所
うち、要請の観点		箇所
うち、要請の観点以外		箇所

要請の観点

観点①見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所

観点②過去に事故に至らなくても、ヒヤリハット事例があった箇所

観点③保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所

番号	危険箇所の位置・形状（交差点、〇〇前、路線等）	危険である理由	合同点検実施済	要請の観点	要請の観点以外	要請の観点以外である理由
1	〇〇市〇〇町〇番〇号・●●交差点	車が速度を落とさず左折する。	○	○		
2	〇〇市〇〇町〇番〇号・●●駐車場前	駐車場を左折するトラックに子供が巻き込まれそうになった。		○		
3	〇〇市〇〇町〇番〇号・●●路線（〇〇〇〇～〇〇〇〇間）	幹線道路への抜け道となっており、車の速度が高い。		○		
4	〇〇市〇〇町〇番〇号・●●駐車場前	植物等が繁茂しており死角になっている。			○	これまで市町村への改善要請をしていない。

位置は所在地
 形状は「●●交差点」、「●●駐車場前」「●●路線」等とし、後に道路管理者や警察が確認できるよう記載

要請の観点及び要請の観点以外のものでも危険である理由を具体的に記載

要請の観点、要請以外の観点で既に合同点検を実施していれば○

通学路における合同点検状況(記載例)

↓いずれかに○を付ける

令和3年9月30日時点報告分
令和3年10月31日時点報告分
令和3年12月31日時点報告分

危険箇所数 箇所

うち、要請の観点 箇所

うち、要請の観点以外 箇所

合同点検箇所数 箇所

うち、合同点検実施箇所数 箇所

うち、合同点検未実施箇所数 箇所

対策必要箇所数 箇所

学校・教育委員会による対策箇所数 箇所

道路管理者による対策箇所数 箇所

警察による対策箇所数 箇所

市町村名

係・担当者

電話番号

要請の観点

観点①見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所

観点②過去に事故に至らなくても、ヒヤリハット事例があった箇所

観点③保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所

全小学校数 校

うち、報告小学校数 校

学校・教育委員会による対策実施箇所数における対策内容

通学路の変更

ボランティア等の見守り活動

安全教育

その他

1つの対策必要箇所に対し、対策実施担当が複数ある場合は、対策完了(予定)時期が違い方に○

既に点検を実施、今回新たに点検を実施したものを足した合計

対策必要箇所の抽出で○をした数

対策実施担当で○をした数

番号	小学校名及び通し番号	危険箇所		合同点検の有無			対策必要箇所		対策実施担当			学校・教育委員会の対策実施時期		学校・教育委員会の対策内容						
		危険箇所の位置・形状	理由	要請の観点	要請の観点以外	既に点検を実施	今回新たに点検を実施	実施しない場合、その理由	対策必要箇所の抽出	対策必要箇所の抽出に○が付かない理由	学校・教育委員会	道路管理者	警察	対策済	本年度中に実施	来年度以降実施	通学路の変更	ボランティア等による見守り活動	安全教育	その他
	A小学校1	〇〇市〇〇町〇番〇号・●●前交差点	車が速度を落とさず左折する。	○		○				○		○								
	A小学校2	〇〇市〇〇町〇番〇号・●●駐車場前	駐車場を左折するトラックに子供が巻き込まれそうになった。	○			○			○		○								
	A小学校3	〇〇市〇〇町〇番〇号・●●路線(〇〇〇〇~〇〇〇〇間)	幹線道路への抜け道となっており、車の速度が高い。	○			○			○					○		○		○	
	A小学校4	〇〇市〇〇町〇番〇号・●●駐車場前	植物等が繁茂しており死角になっている。		○				○			○								
	B小学校1																			

小学校から報告された通し番号と同じ番号にする。

位置は所在地、形状は「交差点」「路線」とし、後に道路管理者や警察が確認できるよう記載

要請の観点及び要請の観点以外のものでも危険である理由を具体的に記載

直近の合同点検において要請の観点を含めたもので実施していれば○

1つの対策必要箇所に対し、対策実施担当が複数ある場合はそれぞれ○

1つの対策必要箇所に対し、対策実施担当が複数ある場合は、対策完了(予定)時期が違い方に○

通学路における合同点検状況

都道府県名 _____
 係・担当者 _____
 電話番号 _____

↓いずれかに○をつけること。

	令和3年9月30日時点報告分
	令和3年10月31日時点報告分
	令和3年12月31日時点報告分

全小学校数 校
 うち報告小学校数 校

全教育委員会数
 うち報告教育委員会数

危険箇所

危険箇所数	箇所
うち、要請の観点	箇所
うち、要請の観点以外	箇所

要請の観点

観点①見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所
 観点②過去に事故に至らなくても、ヒヤリハット事例があった箇所
 観点③保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所

合同点検箇所

実施箇所数	箇所	未実施箇所数	箇所
うち、要請の観点	箇所	うち、要請の観点	箇所
うち、要請の観点以外	箇所	うち、要請の観点以外	箇所

対策必要箇所

対策必要箇所数	箇所	対策実施担当及び対策箇所数	箇所	対策実施時期		
				対策済	箇所	
うち、要請の観点	箇所	学校・教育委員会	箇所	本年度中に実施	箇所	
				来年度以降実施	箇所	
	箇所	国土交通省	箇所			
	箇所	警察	箇所			
うち、要請の観点以外	箇所	学校・教育委員会	箇所	本年度中に実施	箇所	
				来年度以降実施	箇所	
	箇所	国土交通省	箇所			
	箇所	警察	箇所			

対策実施担当別対策箇所数

学校・教育委員会	箇所	対策済	
		箇所	
	箇所	本年度中に実施	箇所
		来年度以降実施	箇所
国土交通省	箇所		
警察	箇所		

内訳



対策済

対策済	箇所
通学路の変更	箇所
ボランティア等による見守り活動	箇所
安全教育	箇所
その他	箇所

本年度中に実施

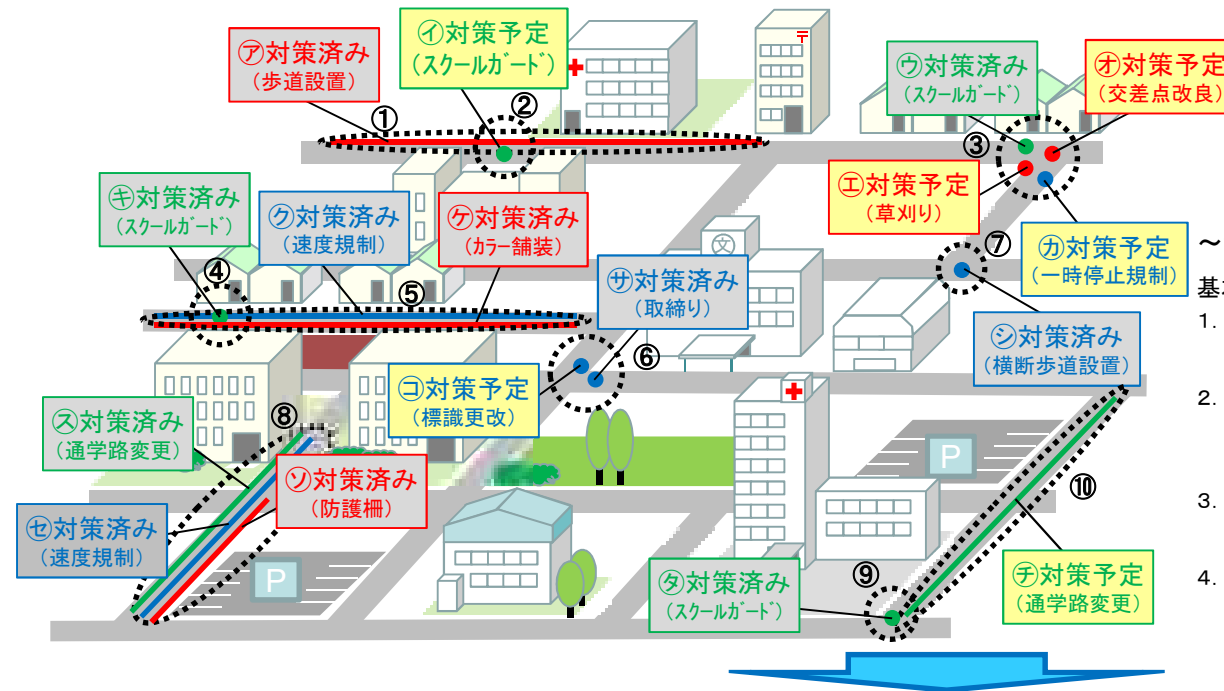
本年度中に実施	箇所
通学路の変更	箇所
ボランティア等による見守り活動	箇所
安全教育	箇所
その他	箇所

来年度以降実施

来年度以降実施	箇所
通学路の変更	箇所
ボランティア等による見守り活動	箇所
安全教育	箇所
その他	箇所

危険・対策必要箇所数の数え方について

参考資料1



凡例

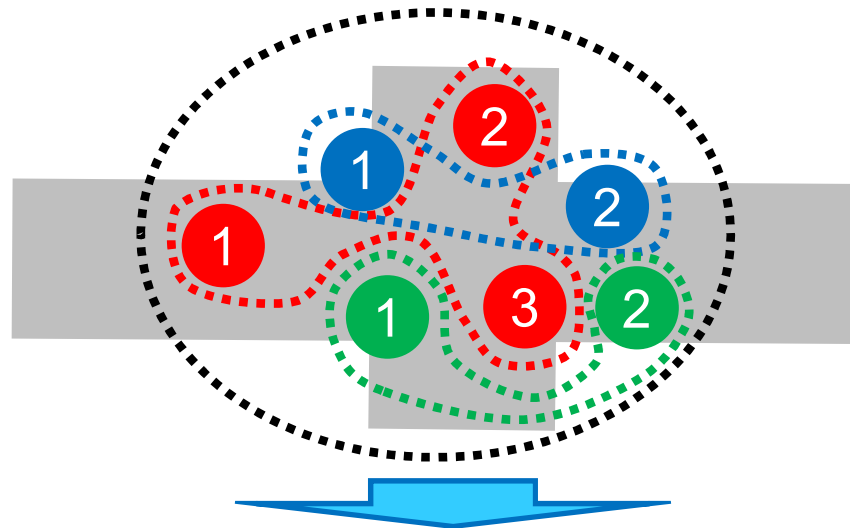
- 教育委員会・学校
- 道路管理者
- 警察
- 対策必要箇所

- ～危険・対策必要箇所数の数え方～
- 基本方針：交差点（地点）、又は路線単位で数える。
- 一つの箇所について、一機関が一つの対策を実施【左図⑦】
危険・対策必要箇所は、「全体数」・「機関別の内訳」ともに一箇所です計上。
対策内容（メニュー）も「1」で計上。
 - 一つの箇所について、複数機関がそれぞれ対策を実施【左図③、⑧】
危険・対策必要箇所（交差点）は、「全体数」・「機関別の内訳」ともに一箇所です計上。
対策内容（メニュー）はそれぞれの機関が「1」（または「2」）で計上。
 - 一つの箇所について、同一の機関が複数の対策を実施する場合【左図⑥】
危険・対策必要箇所は、「全体数」・「機関別の内訳」ともに一箇所です計上。
対策内容（メニュー）は「2」で計上。
 - 近接する二つの箇所（「交差点（地点）」と「路線単位」）について、複数又は同一の機関が「交差点（地点）」の対策と「路線単位」の対策を実施【左図①と②、④と⑤、⑨と⑩】
危険・対策必要箇所は、「全体数」・「機関別の内訳」ともに二箇所です計上。
対策内容（メニュー）はそれぞれの機関が「1」（または「2」）箇所です計上。

	対策必要箇所	
	全体数	うち対策済み
対策必要箇所(全体数)	10	6※1
機関別の内訳	うち教育委員会・学校による対策	4※2
	うち道路管理者による対策	3※2
	うち警察による対策	3※2

※1 一つの対策必要箇所に複数の機関による対策が存在する場合は、全ての対策が完了した時点で対策実施済みとする。
 ※2 機関別の内訳については、各機関による対策（複数の対策内容が存在する場合は全て）が完了した時点で対策実施済みとする。

【例】一つの対策必要箇所(交差点)で各機関による対策が重複している場合



凡例

	対策必要箇所
	教育委員会・学校による対策
	教育委員会・学校による対策内容
	道路管理者による対策
	道路管理者による対策内容
	警察による対策
	警察による対策内容

『対策必要箇所』

